

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第392号）

規制の名称：公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の条例による緩和（都市計画法施行令第29条の2関係）

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：都市局都市計画課

評価実施時期：令和3年12月27日

1 事前評価時の想定との比較

① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

事前評価時点（平成28年11月）において、一定の開発区域の面積以上の宅地開発には公園等の設置が義務付けられていた。しかし、十分な面積の公園がすでに整備されている地域が存在すること、財政制約等により公園等の管理に関する負担が増加している地方公共団体も存在すること、また、公園等の設置義務を回避するための小規模な分割型宅地開発もみられること等から、当該規制は、一部の地域においては、地域の実情に即していないものとなっているという課題があった。そのため、公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度を条例で緩和することができるよう措置したものである。

事後評価時点において、公園の設置が義務付けられる開発区域の面積の下限を全国一律とすることが、必ずしも地域の実情に即していないという状況に変化はなく、当該規制の必要性を生じさせる社会経済情勢や科学技術の変化は存在していない。また、制度を運用する自治体を対象としたアンケート調査を実施したところ、当該規制緩和に関する特段の問題点は示されていない。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

事前評価時点においては、公園の設置が義務付けられる開発区域の面積の下限を全国一律の基準とする当該規制は、公園等の設置が義務付けられない0.3ヘクタールを下回る小規模な分割型開発行為を助長する可能性があることや、小規模な公園が各地域に乱立することにより、公園の管理にかかる地方公共団体の財政負担が増加することなど、一部の地域においては、地域の実情に即していないものとなっているという状況を想定していたところであるが、事前評価後、課題を取り巻く社会情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、規制の事前評価時には想定していなかった影響も発現していないため、ベースラインに変化はない。

③ 必要性の検証

事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は発生しておらず、規制の事前評価時には想定しなかった影響も発現していないため、公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の下限については、引き続き、各自治体が条例により引き上げることができることとすることが妥当である。

よって、本措置の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

規制の緩和を行ったため、遵守費用は発生していない。

⑤ 「行政費用」の把握

当該規制緩和による行政費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。

⑥ 効果（定量化）の把握

本措置により、公園等の設置の義務付けを回避するために行われていた0.3ヘクタールを下回る小規模な分割型開発行為が、地域の実情に合わせた適正な規模の開発行為となり、また公園等の管理に関する地方公共団体の負担が軽減されるという効果が発生している。その効果の定量化については、発生する効果が上記のとおり多様であるため、定量化することは困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

上記のとおり、当該措置の効果について定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響はない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

事前評価時に想定した課題は継続しており、ベースラインについて社会経済情勢等の変化による影響は生じていないため変化がなく、本措置を継続する必要性が認められる。

事後評価時点において、本措置に係る遵守費用、行政費用は存在していない。一方で、公園等の設置の義務付けを回避するために行われていた0.3ヘクタールを下回る小規模な分割型開発行為が、地域の実情に合わせた適正な規模の開発行為となるという効果や、公園等の管理に関する地方公共団体の負担が軽減されるという効果が発生している。また、副次的な影響及び波及的な影響の発生は確認されていない。

以上により、本措置は継続することが妥当である。